

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 特殊勤務手当の見直しについて
交渉日時 平成23年1月31日（月） 15時30分～17時00分
交渉場所 職員会館大会議室
交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 宇野次長 星川課長 蒲原主幹 石田主幹
山田給与係長
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等
計12人

概要	特殊勤務手当の見直しについて交渉を行った。
組合側の主張	<p>① 特殊勤務手当の見直しについて、3月議会に向けて互いに協議していく。整理すべき主な事項は、変則勤務手当・ごみ収集作業手当である。変則勤務手当は、土日に勤務するという特殊性があり、歴史的経過がある。ごみ収集作業手当は、現行の手当単価に至るまでに、交渉の積み上げ等歴史的経過がある。</p> <p>② 当局は、類似団体平均の日600円を提起しているが、府下や城南衛生管理組合管内の他団体の手当単価等をふまえた提案が必要。合意にあたっては、職場での協議が必要である。ごみ収集作業手当の日600円の提起は、非常に厳しい。手当ではあるが、実質的には生活給になっている。全国的にみれば、関東と関西では支給水準が違う。ごみ収集作業は、この間、ステップ収集から歩行収集へ変わるなど新たな状況も生まれている。ふれあい収集も実施する中、先日、全国紙に本市のごみ収集が掲載されたが、なかなかないこと。</p>
当局の主張	<p>① 変則勤務手当は、この間、他団体が廃止してきている状況があり、本市においても今回廃止すべきと考える。ごみ収集作業手当は、特殊勤務手当全体に占める手当額が大きいため、他団体の手当額を調査し、現行の支給水準を引き下げるべきであると判断したので、日600円の見直しを提起した。</p> <p>② ごみ収集作業手当の支給水準は、京都府南部は全国的に高いと認識している。よって、全国的に比較した類似団体平均の支給水準が適当と考え提起した。</p>